

# 「介護老人福祉施設」重要事項説明書

## 特別養護老人ホーム今浜の郷

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(滋賀県指定 第 2570301297号)

当施設は入所予定者に対して介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

### ◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人 .....	1
2. ご利用施設 .....	2
3. 居室の概要 .....	2
4. 職員の配置状況 .....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金 .....	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について） .....	12
7. 残置物引取人 .....	14
8. 苦情の受け付けについて .....	14

### 1. 施設経営法人

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 近江幸楽会            |
| (2) 法人所在地 | 滋賀県長浜市下坂中町 200 番地 1     |
| (3) 電話番号  | 0 7 4 9 - 6 8 - 4 0 0 0 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 吉持 和昭               |
| (5) 設立年月日 | 平成 2 0 年 6 月 1 日        |

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 介護老人福祉施設  
(平成29年4月1日指定)
- (2) 施設の目的 介護保険法令の趣旨に従い、入所者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように支援することを目的として、施設サービス計画に基づく日常生活上の介護及び個別機能訓練等を適切に行うことにより、入所者の心身の機能の維持を図るサービスの提供を行う。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 今浜の郷
- (4) 施設の所在地 滋賀県長浜市下坂中町200番地1
- (5) 電話番号 0749-68-4024
- (6) 施設長(管理者) 有村 剛
- (7) 施設の運営方針 「人と人との和 地域との輪を大切に あなたの我を生き活きと」
- (8) 開設年月 平成29年 4月 1日
- (9) 入所定員 40名

## 3. 居室の概要

### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室、設備をご用意しています。入所される居室は原則として個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	40室	ユニット型個室で居住費を算定
食堂	4室	表記：共同生活室
機能訓練室	4室	表記：共同生活室
浴室	6室	一般浴5室、特殊浴槽1室
医務室	1室	

※上記は、「滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」により、指定介護老人福祉施設に設置が義務付けられている施設、設備です。

- ☆ 居室の変更：入所予定者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。又、入所予定者の心身の状況等により居室の変更をお願いする場合があります。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、入所予定者に対して介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈 主な職員の配置状況 〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

2025.4.1 現在

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	25.6名	14名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	2.8名	2名
5. 機能訓練指導員※	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師	1名（非常勤）	必要数
8. 管理栄養士	1名	1名

※ 常勤換算…職員それぞれの週あたりの勤務時間総数を、当施設における常勤職員の所定労働勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、  
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

※ 機能訓練指導員…入所予定者に対して日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務いたします。

〈 主な職種の勤務体制 〉

職 種	勤務体制
1. 医師	隔週1回 9：00～12：00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 7：30～16：30 4名 日勤 8：30～17：30 8名 遅番 12：00～21：00 4名 夜間 16：30～9：30 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8：30～17：30 2名

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入所予定者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を入所予定者に負担いただく場合

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割・8割・7割)が介護保険から給付されます。

#### <サービスの概要>

##### ① 食事に関する栄養管理（但し、食材料費及び調理にかかる費用は別途いただきます）

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入所予定者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入所予定者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

朝食… 7：30～      昼食… 12：00～      夕食… 18：00～

##### ② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

##### ③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、入所予定者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ④ 健康上及び療養上の管理等

- ・夜間においても、看護師が医師や医療機関等と連絡、対応できる体制を確保し、健康上の管理等を行います。
- ・又、医師が医学的知見に基づき、終末期にあると判断した入所予定者について、医師が入所予定者もしくはご家族に説明し、同意を得た上で計画を決定し、医師・看護師・介護職員等が共同して、看取りに関する指針に従って看取り介護を行います。

##### ⑤ 個別機能訓練

- ・当施設では、機能訓練指導員を配置しております。個別機能訓練の計画については、入所予定者の心身等の状況に応じて作成し、入所予定者又はご家族に説明して、同意を得た上で決定します。また、個別機能訓練については、機能訓練指導員の他、看護職員・介護職員、生活相談員等が日常生活を送るのに必要な機能の回復、又は、その減退を防止するための訓練を実施します。

##### ⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

## <サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、入所予定者の要介護度に応じたサービス利用料金及び各加算の料金から、介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、入所予定者の要介護度に応じて異なります）

（長浜市は7級地：単位数×10.14円で算定）

入所予定者の要介護度		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
サービス利用料金	1割負担	662円	730円	805円	874円	942円
	2割負担	1323円	1460円	1609円	1748円	1884円
	3割負担	1984円	2190円	2413円	2622円	2826円

サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法廷代理受領サービスである時は、入所予定者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とします。

### ・加算（1割負担の場合）

- 夜勤職員配置加算Ⅱ（イ） 27単位/日
- 療養食加算 18単位/日
- 初期加算 30単位/日
- 若年性認知症入所者受入加算 120単位/日
- 科学的介護推進体制加算 40単位/月
- 栄養ケアマネジメント強化加算 11単位/日
- 介護職員処遇改善加算Ⅱ

※ 入所予定者のうち、「介護保険負担限度額認定証」を交付されているご契約者については、上記の表によらず、認定証に記載された給付率（0～5％）に応じてサービス利用料金をご負担いただきます。

☆介護保険からの給付額及び特定入所者介護サービス費の補足給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所予定者の負担額を変更します。

## （2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入所予定者の負担となります。

（サービスの概要と利用料金）

### ① 居住費

入所予定者の居住に要する費用（光熱水費相当）です。

料金：ユニット個室 1日あたり 3,300円

## ② 食費

入所予定者に提供する食材料及び調理にかかる費用相当です。

料金：1日あたり 2,100円

但し、①及び②について、特定入所者介護サービス費の対象者（利用者負担第1段階から第3段階の方）は、下記料金表のとおり、利用者負担段階に応じて負担限度額をお支払いいただきます。基準費用額との差額は、介護保険より補足給付されます。

尚、第4段階の方は、基準費用額相当の全額をお支払いいただきます。

利用者負担段階	食 費（日 額）	居住費（日 額）
	負担限度額	負担限度額
第1段階	300円	880円
第2段階	390円	880円
第3段階①	650円	1,370円
第3段階②	1,360円	
第4段階	2,100円	3,300円

## ③ 貴重品の管理

入所予定者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- ◇ 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金。
- ◇ お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関に届出た印鑑、有価証券、年金証書。
- ◇ 保管管理者：印鑑は施設長、通帳及び証書等については事務長。
- ◇ 保管場所：印鑑及び証書については在法人者用の大金庫、通帳は法人の金庫。
- ◇ 出納方法：手続きの概要は以下の通りです。
  - ・預金の預け入れ及び引出しが必要な場合、指定の依頼書を保管管理者へ提出していただきます。
  - ・保管管理者は上記依頼の内容に従い、預金の預け入れ及び引出しを行います。
  - ・保管管理者は出入金の都度、通帳へ出入金を記録します。又、3ヶ月に1度、収支残高通知書を発行し、入所予定者又はご家族より預金残高確認書に署名・押印をいただきます。

◇ 利用料金：1ヶ月当たり 1,500円

## ④ レクリエーション、サークル活動

入所予定者の希望により、レクリエーションやサークル活動に参加していただくことができます。

i) 主なレクリエーション行事

	行 事	内 容
4 月	お花見会	庭の大きな桜の木の下で 自慢の手作り弁当を頂きます
8 月	夏まつり	大きな櫓を囲んで 盆踊りや打ち上げ花火を楽しみます
9 月	敬老お祝いの会	皆さんの長寿とご健康をお祝いする会です
11 月	文化祭	サークル活動の作品等を、施設内に展示します

ii) サークル活動

書道、俳句、音楽、生け花、お楽しみ会

**⑤ 複写物の交付**

入所予定者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

一枚につき 10 円

**⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費**

日常生活品の購入代金等入所予定者の日常生活に要する費用で、入所予定者にご負担いただくことが適当であるもの（衣類、嗜好品等）にかかる費用をご負担いただきます。

◎ おむつ代は、介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

**⑦ 理容・美容**

理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：実費

**⑧ 契約書第 19 条に定める所定の料金**

入所予定者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金。

入所予定者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料 金	8,000 円	9,000 円	9,000 円	10,000 円	10,000 円

入所予定者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合  
自立 7,000 円  
要支援 8,000 円

- ◇ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更する 2 ヶ月前までにご説明します。

**(3) 利用料金のお支払い方法**

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算しご請求しますので、入所者およびその家族等はこれを翌月末日までに当施設が指定する方法で支払うものとします。（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします）

#### (4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入所予定者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。

但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務付けるものでもありません。

##### ① 嘱託医

医療機関の名称	医療法人社団 クリニックムライ
所在地	滋賀県長浜市八幡中山町 804-4
診療科	内科 小児科 リハビリテーション

##### ② 協力歯科医院

医療機関の名称	近江スミダ歯科医院
所在地	滋賀県米原市宇賀野 267-1

##### ③ 協力医療機関

医療機関の名称	長浜赤十字病院
所在地	滋賀県長浜市宮前町 14-7
診療科	総合診療
医療機関の名称	市立長浜病院
所在地	滋賀県長浜市大戌亥町 313
診療科	総合診療

#### 6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入所予定者に退所していただくこととなります。

- ① 入所予定者が死亡した場合
- ② 要介護認定により入所予定者の心身の状況が自立又は要支援1.2と判定された場合（特例入所の条件に関しては対処の必要無し）
- ③ 事業者が解散、破産した場合、又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により入所予定者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑥ 入所予定者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑧ 要介護1又は要介護2になった場合（特例入所の場合は除く）

#### (1) 入所予定者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入所予定者から当施設へ退所を申し出ることができます。その場

合には、退所を希望する7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約、解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 入所予定者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入所予定者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の入所者が入所予定者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 入所予定者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入所予定者によるサービス利用料金の支払いが契約書には3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入所予定者が、故意又は重大な過失により、事業所又はサービス従事者もしくは他の入所者の生命、身体、財物、信用等を傷つけた場合や、事業所又はサービス従事者もしくは他の入所者と入所予定者及びその入所予定者の家族との間におけるハラスメント行為や著しい背信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入所予定者が、連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合 ※
- ⑤ 入所予定者が、介護老人保健施設に入所もしくは介護療養型医療施設または介護医療院に入院した場合

### ※入所予定者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ① **検査入院等、6日間以内の短期入院の場合**  
6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中でも入院した日の翌日から6日以内は所定の利用料金をご負担いただきます。
- ② **7日間以上3ヶ月以内の入院の場合**  
3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整

っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

### ③ 居住費について

入所予定者が入院期間中において、居室が入所予定者のために確保されている場合は、所定の居住費をご負担いただきます。(特定入所者介護サービス費対象者の補足給付は6日間のみで、7日目以降は基準費用額の全額となります) 当施設が入所予定者の許可を得て居室を短期入所者等で利用する場合は、居住費をご負担いただく必要はありません。

### ④ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

### ⑤ 看取り介護を実施中の入院の場合

看取り介護を実施中に在宅に戻ったり入院をした場合等、施設において看取り介護を直接行っていない退所した日の翌日から死亡日までは、看取り加算をご負担いただく必要はありません。また、退所した日の翌日から死亡日までの期間が30日以上となった場合、看取り加算の算定はありません。

## (3) 円滑な退所のための援助

入所予定者が当施設を退所する場合には、入所予定者の希望により、事業者は入所予定者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所予定者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又はサービスの提供者の紹介

## 7. 残置物引取人

入所契約が終了した後、当施設に残された入所予定者の所持品(残置物)を入所予定者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、入所予定者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められていない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

## 8. 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受け

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受け窓口  
〈職名〉 生活相談員 宮崎 直子
- 苦情解決責任者  
〈職名〉 施設長 有村 剛
- 受付時間  
毎週 月曜日～金曜日 10:00～17:00

又、苦情受けボックスを、玄関ロビーに設置しています。

### (2) 第三者委員

- 〈職名〉 弁護士 吉村 信幸
- 〈職名〉 税理士 西田 真由美

※ 苦情解決までの流れについては、「特別養護老人ホーム今浜の郷 苦情申出窓口の設置について」をご覧ください。

### (3) 行政機関その他苦情受け機関

滋賀県湖北健康福祉事務所 (長浜保健所)	所在地 長浜市平方町 1152-2 電話番号 0749-65-6660 受付時間 8:30～17:15
滋賀県 国民健康保険団体連合会	所在地 大津市中央4丁目 5-9 電話番号 077-522-2601 受付時間 9:00～18:00
滋賀県社会福祉協議会	所在地 草津市笠山7丁目-8-138 電話番号 077-567-3920 受付時間 9:00～17:00
長浜市健康福祉部 長寿推進課	所在地 長浜市八幡東町 632 電話番号 0749-65-7789 受付時間 9:00～16:45

## 9. 第三者評価

提供するサービスの第三者評価の実施は行っておりません。

年 月 日

介護福祉施設サービスについて、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 社会福祉法人近江幸楽会 特別養護老人ホーム今浜の郷

説明者職名..... 氏 名..... 印.....

私は、本書面に基づいて、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議等で契約者並びに身元保証人の情報を用いる他、入院や看取り介護、退所等に際して、医療機関、居宅介護支援事業者への情報の提供を含め、事業者から重要事項の説明を受けました。

本人

住 所.....

氏 名..... 印.....

署名代行者

住 所.....

氏 名..... 印.....

(本人との続柄 )

## 〈重要事項説明書付属文書〉

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨造 地上2階

(2) 建物の延べ床面積 2,726.40 m<sup>2</sup>

#### (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

短期入所生活介護ゆふなぎ 【短期入所生活介護】

訪問看護きよら 【訪問看護】

療養通所介護まほろば 【療養通所型介護】

#### (4) 施設の周辺環境

淡く映る琵琶湖の水面、野鳥のさえずり、青々とした樹木。そんな豊かな自然に囲まれながらも、市内中心部から車で5分と好立地な環境に恵まれている。

### 2. 職員の配置状況

#### 〈配置職員の職種〉

**介護職員**……………入所予定者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談、助言等を行います。又、機能訓練も行います。

14名の介護職員を配置しています。

**生活相談員**……………入所予定者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援、機能訓練も行います。

1名の生活相談員を配置しています。

**看護職員**……………主に入所予定者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助及び機能訓練も行います。

2名の看護職員を配置しています。

**介護支援専門員**……………入所予定者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

1名の介護支援専門員を配置しています。

**栄養士**……………入所予定者に対して食事に関する栄養管理を行います。

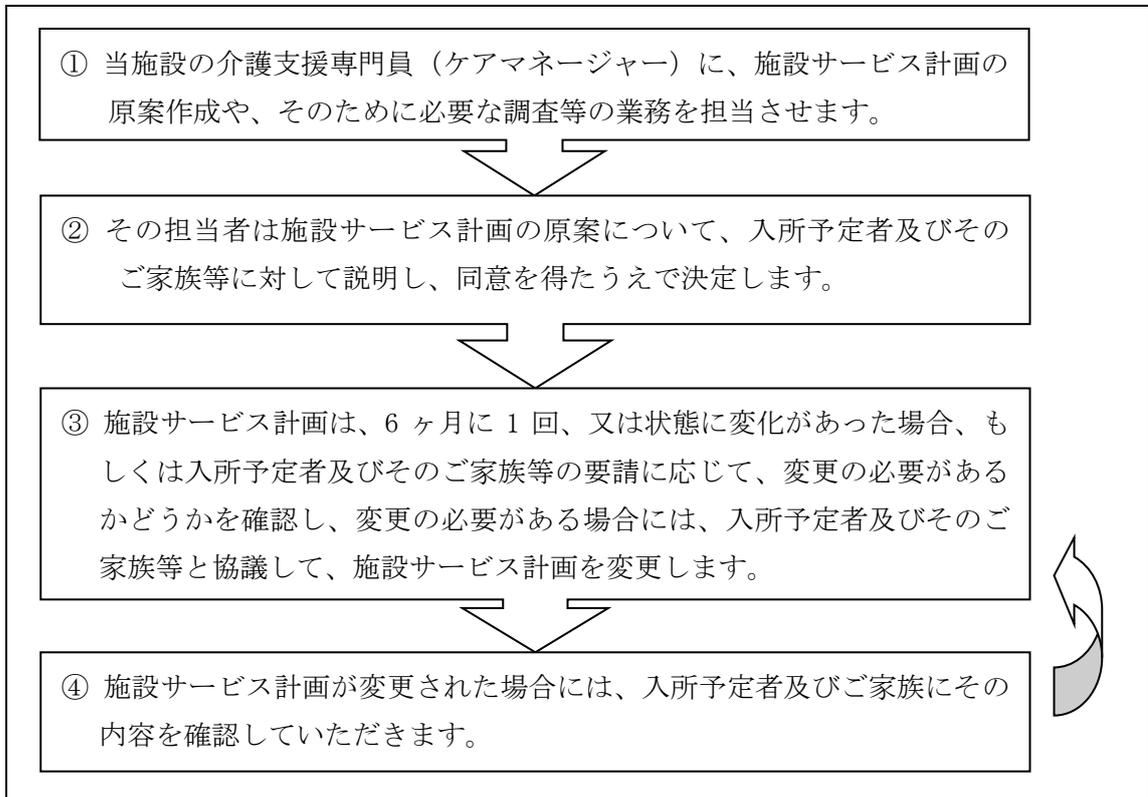
1名の栄養士を配置しています。

**医師**……………入所予定者に対して健康上の管理及び療養上の指導等を行います。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

#### (1) 施設サービス計画（ケアプラン）

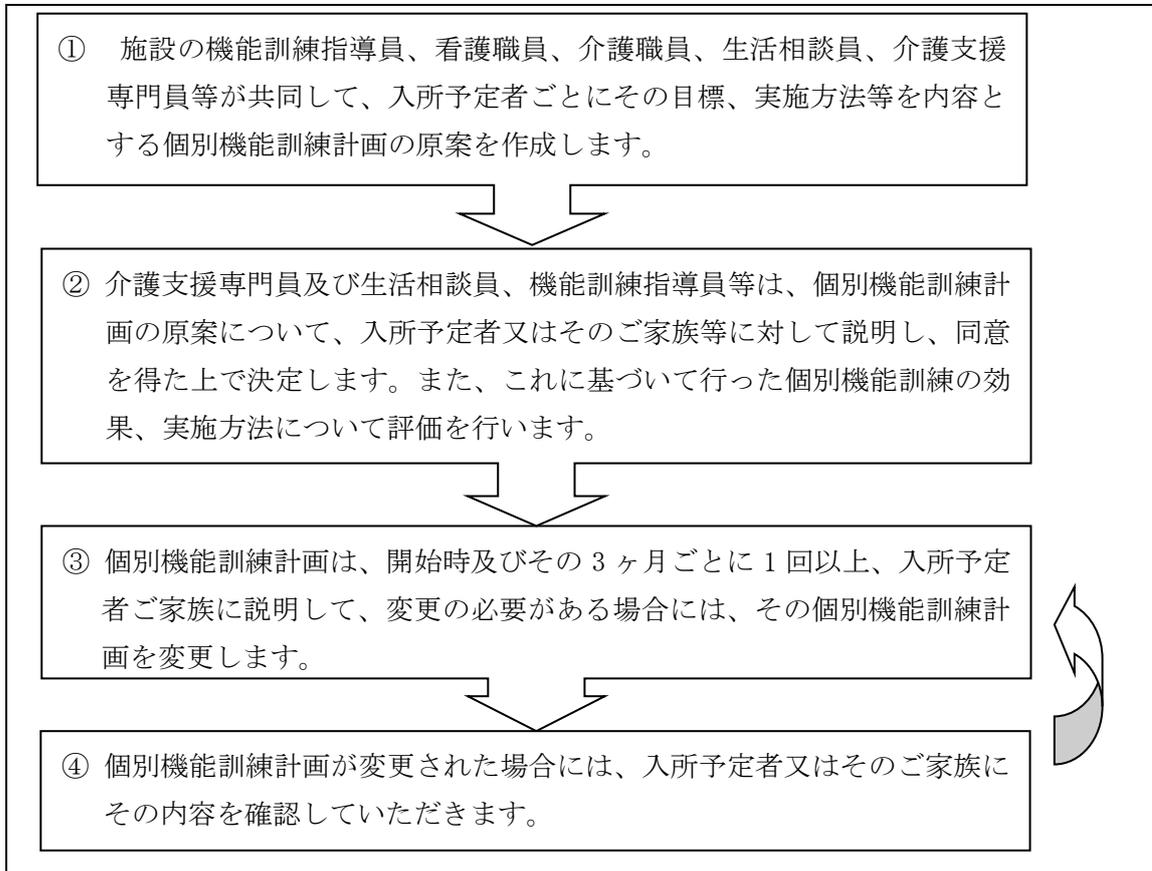
入所予定者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



## 4. 個別計画の作成からサービス提供までの流れ

### (1) 個別機能訓練計画

入所予定者に対する具体的な機能訓練の内容については、入所後作成する「個別機能訓練計画」に定めます。「個別機能訓練計画」の作成及びその変更は次の通り行います。



## (2) 看取りに関する計画

入所予定者に対する具体的な看取りに関する計画の内容については、医師が一般的に認められる医学的知見に基づき、回復の見込みが無いと診断した入居予定者について、「看取りに関する計画」に定めます。「看取りに関する計画」の作成及びその変更は次の通り行います。

① 医師が一般的に認められる医学的知見に基づき、回復の見込みが無いと診断した入所予定者について、介護支援専門員は、医師、看護師、介護職員、栄養士等と共同して、看取りに関する計画の原案を作成します。

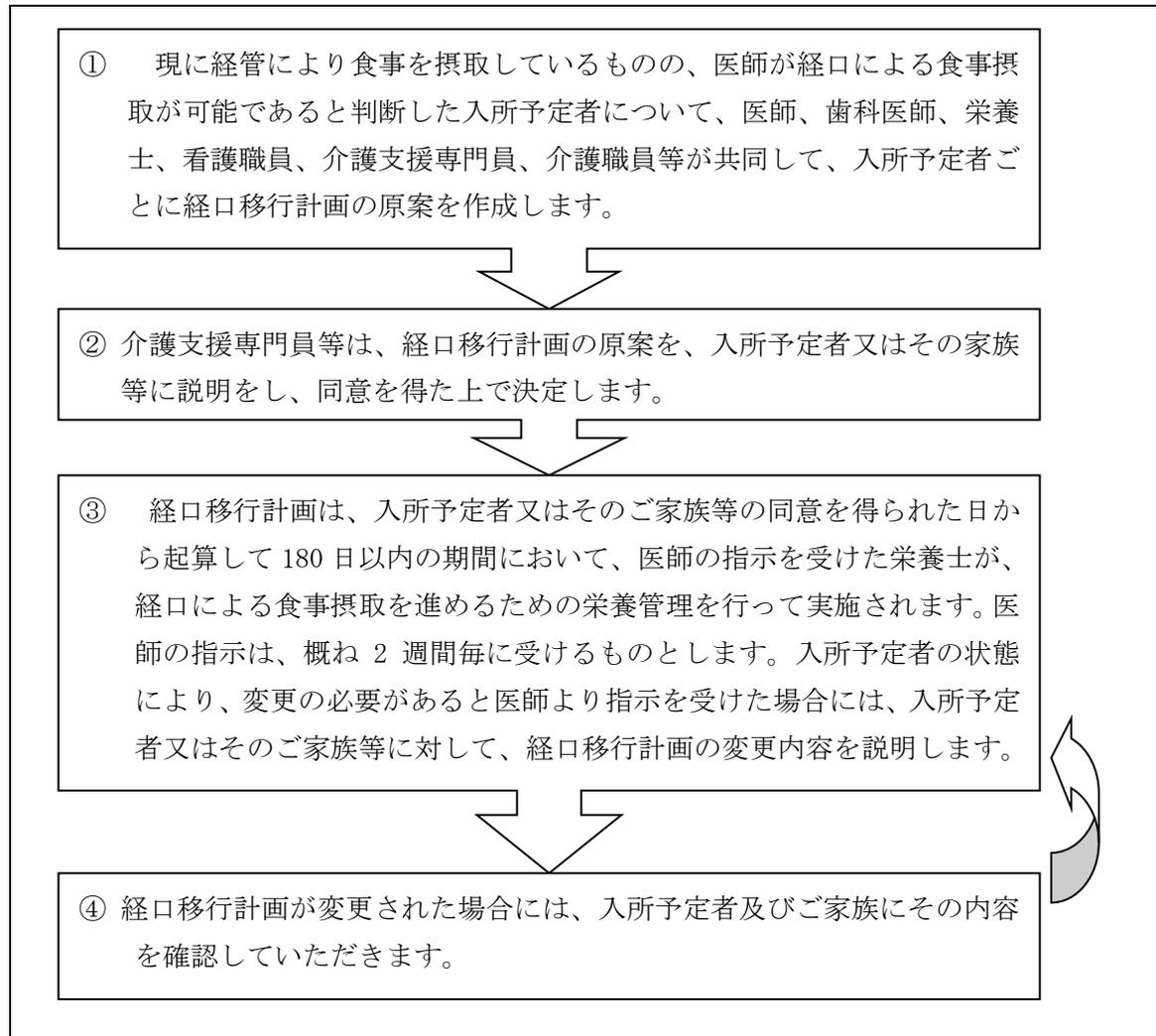
② 看取りに関する計画は、医師が入所予定者又はそのご家族等に対して診断内容を充分説明し、終末期を施設で介護を受けて過ごすことに同意を得た上で決定します。その際、介護支援専門員は、入所予定者又はそのご家族に対し看取りに関する指針の内容を説明するものとします。

③ 看取りに関する計画については、介護支援専門員、医師、看護師、介護職員等が共同して、開始時及び週に1度以上、定期的に入所予定者又はご家族に対して説明し、同意を得ながら実施します。

④ 入所予定者又はそのご家族が医療機関への入院等に希望を変更した場合も、介護支援専門員等は入院等に向け速やかに対応し、医療機関への情報提供等を含め継続して支援を行います。

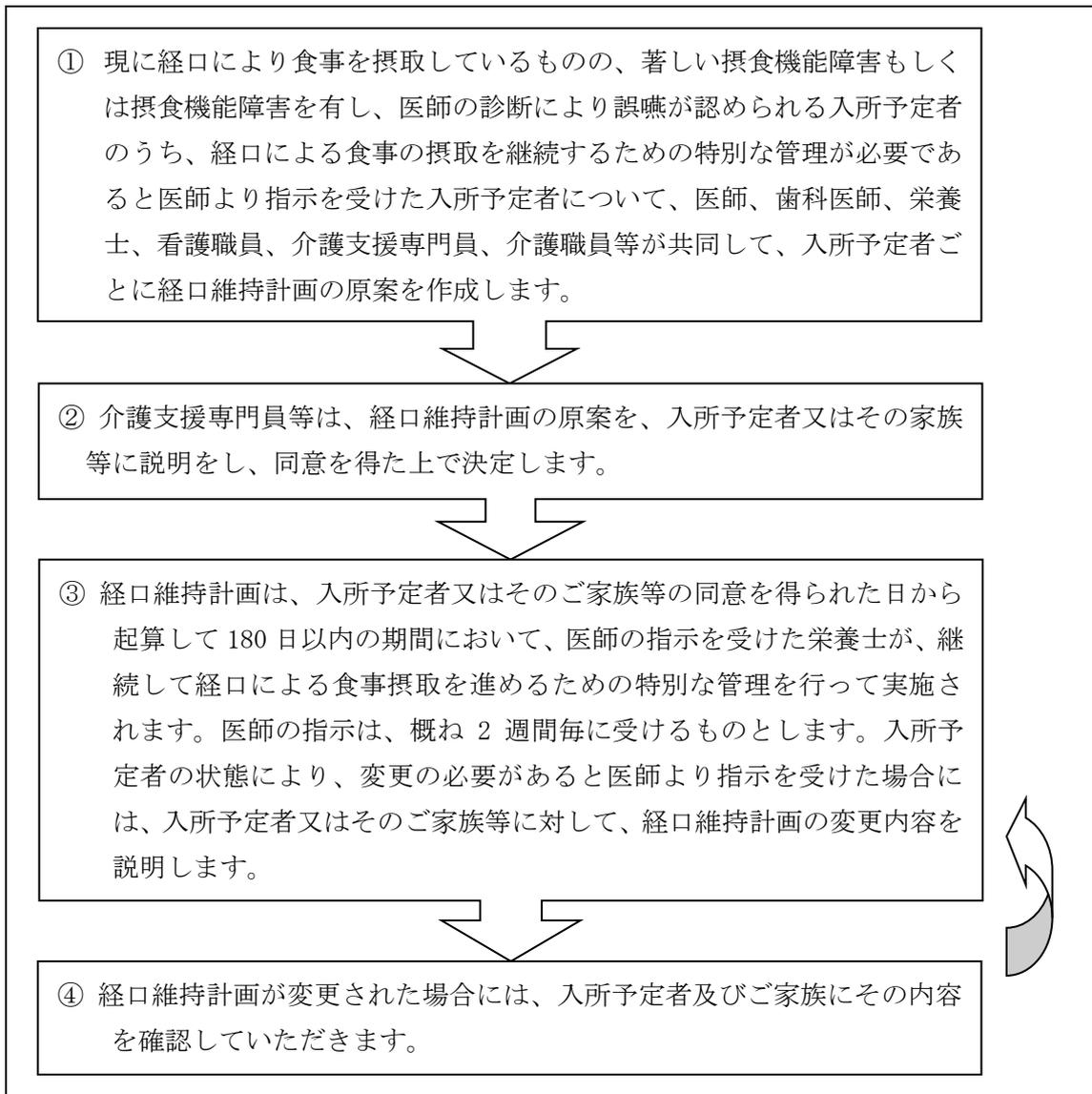
### (3) 経口移行計画

入所予定者に対する具体的な経口移行計画の内容については、現に経管により食事を摂取しているものの、医師が経口による食事摂取が可能であると判断し、医師の指示を受けた入所予定者について、「経口移行計画」に定めます。「経口移行計画」の作成及びその変更は次の通り行います。



#### (4) 経口維持計画

入所予定者に対する具体的な経口維持計画の内容については、現に経口により食事を摂取しているものの、著しい摂食機能障害もしくは摂食機能障害を有し、医師の診断により誤嚥が認められる入所予定者のうち、経口による食事の摂取を継続するための特別な管理が必要であると医師より指示を受けた入所予定者について、「経口維持計画」に定めます。「経口維持計画」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第3条参照)



## 5. サービス提供における事業者の義務

当施設は、入所予定者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 入所予定者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 入所予定者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行います。
- ③ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、感染症・食中毒の予防及び蔓延の防止に努めます。また、発生した場合は、医療機関や保健所、市町村の関係機関と連携し、感染拡大の防止、報告等、必要な措置を講じます。
- ④ 入所予定者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入所予定者から聴取、確認します。
- ⑤ 入所予定者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、例外的に入所予定者又は他の入所者の生命、身体を保護するため緊急やむを得ず実施する場合は、ご家族の同意を得るとともに、記録を作成するなど、適正な手続きにより一時的に身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 入所予定者が受けている要介護認定の有効期間の満了日 30 日前までに、要介護認定更新の申請のために必要な援助を行います。又、市町村の委託による、入所予定者に対する要介護認定調査の業務を行います。
- ⑦ 事業者は、サービス提供時において入所予定者の身体に急変その他緊急に処すべき事態・事故が発生した場合は、速やかに医師又は看護職員と連携し、適切な医療処置を行うとともに、家族及び管理者・市町村への報告等必要な措置を講じます。また、事故の場合改善策を定めてサービス従事者等に周知徹底し、再発防止に努めます。
- ⑧ 入所予定者に提供したサービス及び事故の発生については記録を作成し、完結の日から 2 年間保管するとともに、入所予定者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑨ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入所予定者又はご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務) 但し、より良い介護サービスを提供する為、サービス担当者会議等で入所予定者又はご家族の情報をを用いる事がある他、入所予定者に緊急な医療上の必要性がある場合や看取り介護の際には、医療機関等に入所予定者の心身等の情報を提供します。又、入所予定者の円滑な退所の為の援助を行う際には、あらかじめ文書にて入所予定者の同意を得ます。

## 6. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている入所者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保する為、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

入所にあたり、入所予定者がその場で食べられる分の食べ物、職員が依頼した物品以外は、原則として持ち込むことはできません。

### (2) 面会

面会時間 13:00～16:30

☆ 来訪者は、必ずその都度面会シートに記入ください。

### (3) 外出・外泊

外出・外泊される場合は、事前にお申し出下さい。

なお、入所予定者が外泊の場合は、所定の外泊時費用をご負担頂きます。又、入所予定者が外泊期間中において、居室が入所予定者のために確保されている場合は、所定の居住費をご負担いただきます。(特定入所者介護サービス費の対象者については、介護保険からの補足給付は6日間のみとなります)

但し、事業者が居室(空床)を短期入所生活介護に利用した場合は、当該期間の外泊時費用・居住費をお支払いいただく必要はありません。

### (4) 食事

食事が不要な場合は、事前にお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には重要事項説明書 5(2)に定める「食費」は減免されます。

### (5) 施設設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入所予定者の自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払い頂く場合があります。
- ③ 入所予定者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、入所予定者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④ 当施設の他の入所者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (6) 喫煙

施設での喫煙はできません。

## 7. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により入所予定者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、入所予定者に故意又は過失が認められる場合には、入所予定者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

平成 30 年 4 月 1 日改訂

平成 30 年 8 月 1 日改訂

令和 1 年 10 月 1 日改訂

令和 2 年 4 月 1 日改訂

令和 3 年 4 月 1 日改訂

令和 5 年 2 月 1 日改訂

令和 5 年 6 月 1 日改訂

令和 6 年 9 月 1 日改訂